

西脇市立重春小学校いじめ防止基本方針

西脇市立重春小学校

1. 学校の方針

本校は「やる気を育む ～夢に向かって学び続ける児童の育成～」を学校教育目標として掲げ、めざす児童像を「自己を見つめ、相手を思い、主体的に行動する児童」「楽しく学び、表現できる児童」「心を合わせて、共に伸びる児童」「よく食べ、よく遊ぶ児童」として教育活動を展開している。今後も、地域や家庭と協働しながら、児童にとって通うことが楽しく、自分の居場所となる学校づくりをしていくことで、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導體制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見をめざす。そして、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決できるようにするために「西脇市立重春小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

本校は、いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

○いじめはすべての児童に関係し、すべての学校で起こりうるものである。このことを十分に認識した上で、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを第一としなければならない。

○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを第一として行わなければならない。

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、全職員がいじめの問題を解消することをめざして行わなければならない。

3. いじめ防止等の取組内容

(1) 校内組織の設置

学級担任等が問題を抱え込まないように、管理職、複数の教職員、養護教諭、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者等で構成される校内組織（いじめ問題対策委員会）を設置する。この組織を中心にいじめがあるかどうかの判断を行い、いじめが疑われる場合は教職員の共通理解のもと学校全体で速やかに対応する。さらに、学校・家庭・地域との連携を密にし、必要により外部人材を組織に入れ、いじめの解消に努める。

別紙1 校内組織及び関係機関

(2) 未然防止及び早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが、最も重要である。学校教育活動全体を通じて、児童の豊かな心の育成といじめに対する正しい理解を進めていく。そのため

に、理解教育や親子人権学習などの未然防止のための取組や教職員の資質能力の向上を図る校内研修などを年間指導計画に位置づけ、体系的・計画的に行っていく。

また、いじめを早期に発見するために、教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察などを行う。さらに、日常生活での児童への声かけに加え、学期に1回以上の生活アンケートを実施し、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

別紙2 年間指導計画

別紙3 いじめチェックリスト

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告する。そして、校長が主体となって組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査を行う委員は、弁護士や精神科医、学職経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、調査の公平性や中立性を確保し、事態の解決を図る。

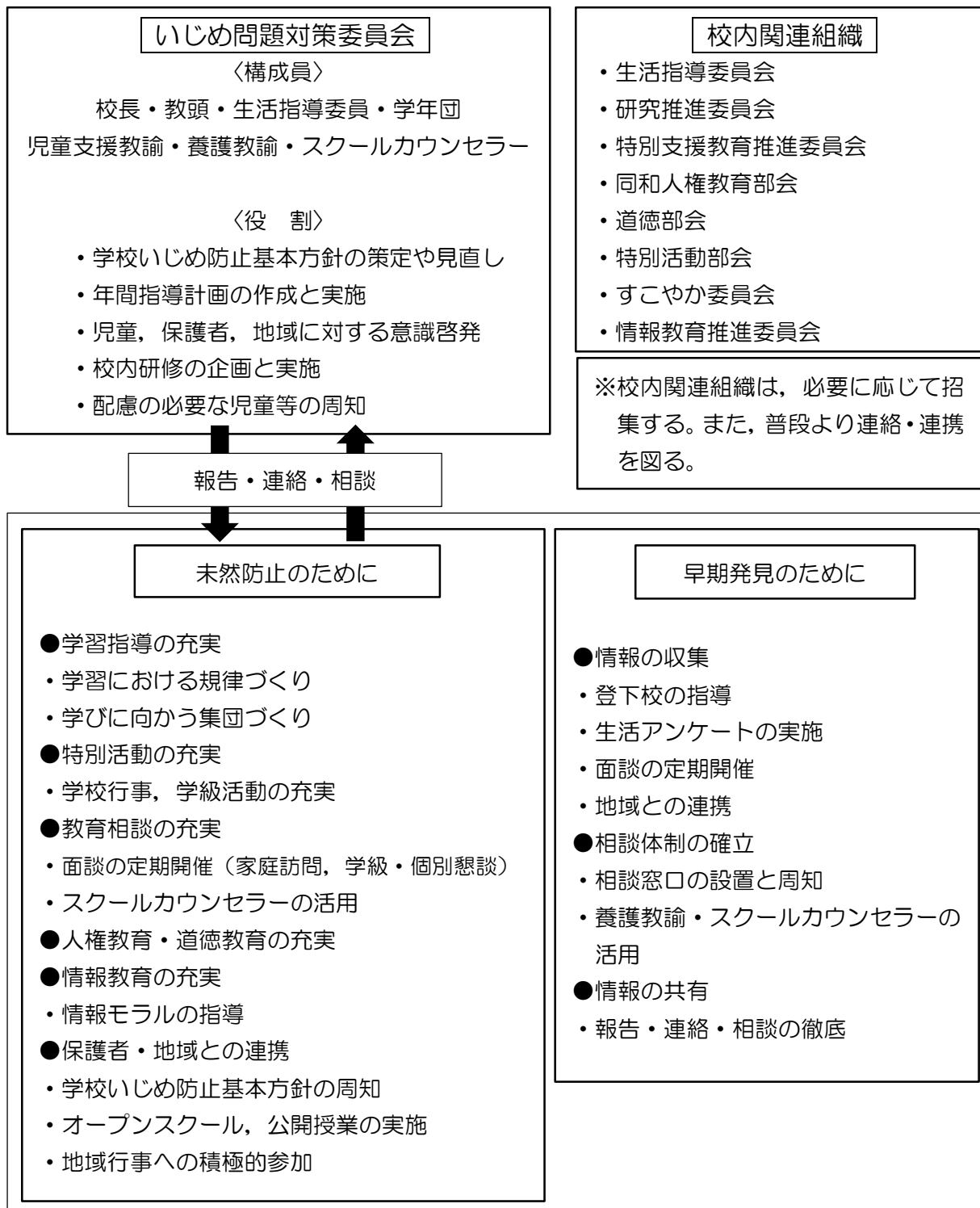
5. その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等の地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【別紙1】校内組織及び関係機関

1. 校内組織



2. 関係機関

- ・警察署
- ・西脇市教育委員会
- ・青少年センター
- ・こども福祉課
- ・民生児童委員
- ・こども家庭センター

※必要に応じて報告・連絡・相談を行う。青少年センターとは，普段から連絡を密に取る。

【別紙2】年間指導計画

| | いじめ防止に関する会議 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|-----|---|----------------------------|---------------------------------------|
| 4月 | いじめ問題対策委員会 ・指導方針 ・計画検討 職員会議 ・共通理解 ・情報交換 生活指導委員会 | 前学年との情報交換 職員研修 PTA総会 | 家庭訪問 学級懇談会 |
| 5月 | 生活指導委員会 | 保護者向け啓発 | 家庭訪問 |
| 6月 | 生活指導委員会 | 理解教育 | ハイパーQU 生活アンケート① (ヒアリング) |
| 7月 | 生活指導委員会 | 長期休業前指導 | 個別懇談会 |
| 8月 | | | |
| 9月 | 生活指導委員会 | 親子人権学習 | |
| 10月 | 生活指導委員会 | | |
| 11月 | 生活指導委員会 | | ハイパーQU 生活アンケート② (ヒアリング) 人権集会 |
| 12月 | 生活指導委員会 | 長期休業前指導 | 個別懇談会 |
| 1月 | 生活指導委員会 | | |
| 2月 | 生活指導委員会 | | 生活アンケート③ (ヒアリング) |
| 3月 | いじめ対策委員会 ・まとめ ・課題検討 生活指導委員会 | 長期休業前指導 | |

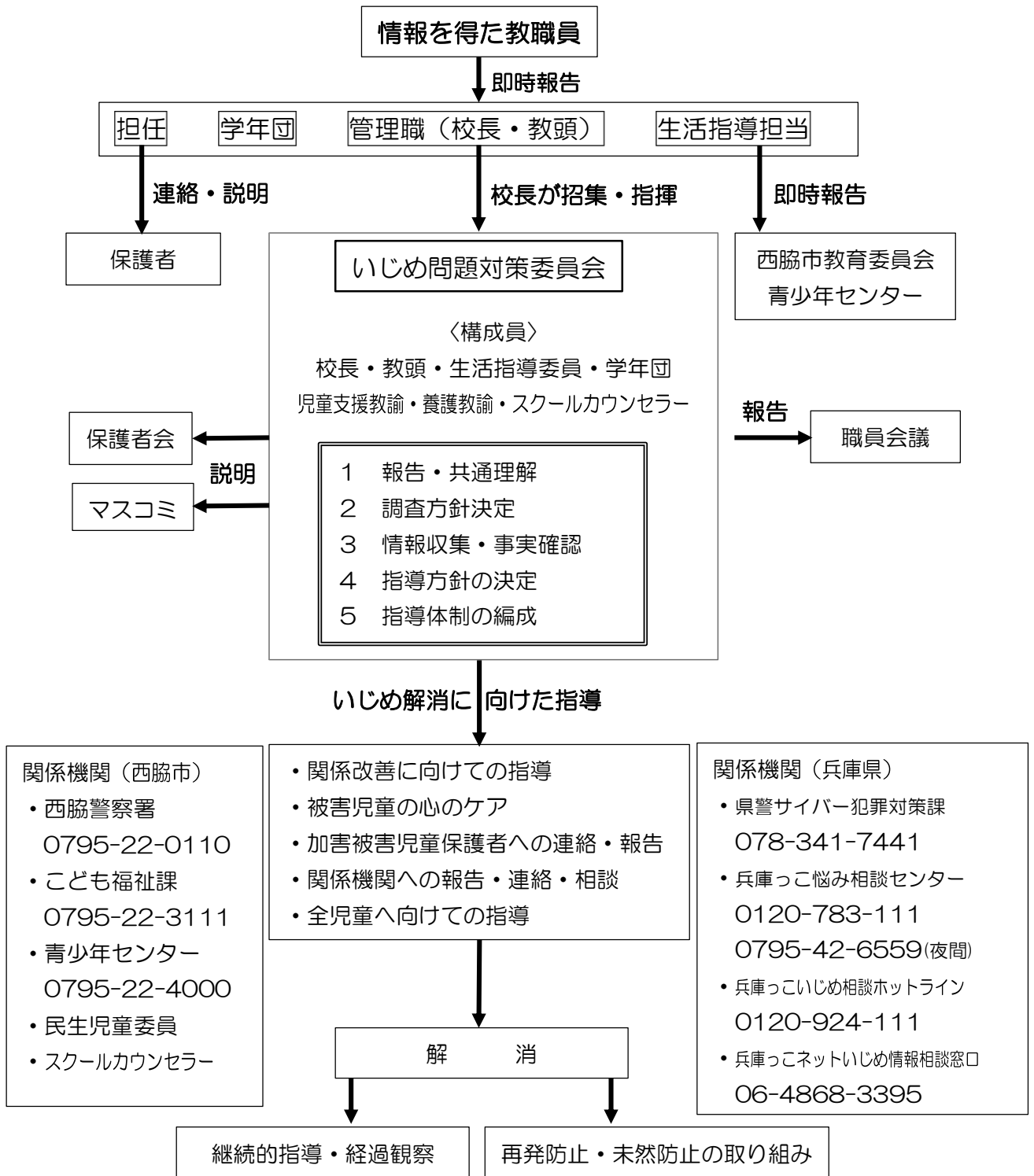
事案発生時
いじめ問題対策委員会を開催

職員会議での共通理解

児童の人間関係づくり

教育相談
スクールカウンセラーとの連携

【別紙4】組織的対応



【重大事態の発生に関して】

- ・事実確認のために、学年または学校全ての児童を対象に緊急のアンケート調査をする必要の是非を判断し、必要があれば速やかにアンケート調査を実施する。
- ・学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。